

令和6年度 鹿児島県地域介護基盤整備事業 事業要望調査票作成要領 (市町村用)

1 調査対象事業

別紙2「令和6年度地域介護基盤整備事業要望調査票」に記載の以下の事業が対象です。事業ごとに補助対象となる施設・事業所が異なりますので御留意ください。

なお、事業の詳細については、参考資料「介護施設等の整備に関する事業」を参照してください。

(1) 地域密着型サービス等整備助成事業

- ・ 地域密着型サービス施設等の整備
- ・ 介護施設等の合築等
- ・ 空き家を活用した整備

(2) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

- ・ 既存施設のユニット化改修
- ・ 特別養護老人ホーム（併設するショートステイを含む）の多床室のプライバシー保護のための改修
- ・ 介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備（※）
- ・ 介護施設等の看取り環境の整備
- ・ 共生型サービス事業所の整備

(3) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

- ・ 介護施設等の開設時、増床時及び再開設（改築）時に必要な経費
- ・ 介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備に必要な経費（※）
- ・ 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費（※）

(4) 民有地マッチング事業

(5) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業（※）

- ・ 簡易陰圧装置の設置に必要な経費支援
- ・ ゾーニング環境等の整備に必要な経費支援
- ・ 多床室の個室化に係る経費支援

(6) 介護職員の宿舎施設整備事業（※）

（※）現在、国において地域のニーズなどに適したメニューの充実や、令和5年度が終期となっているメニューの見直し等が行われており、これらの事業は来年度以降、実施されない可能性のある事業です。今回は対象事業として記載しておりますが、来年度以降の調査には、記載がない場合がございますので、ご留意ください。

2 留意事項

- (1) 補助対象事業，対象施設及び補助単価については，令和5年度時点のものです。補助対象事業等は，変更になる場合があります。
- (2) 今回の調査は，令和6年度の県予算要求に向けた事前調査であり，この調査への回答をもって，補助を確約するものではありません。
※ 来年度当初（5月頃）に改めて事業量調査を行います。
- (3) 来年度の事業量調査の結果，要望額が予算額を上回った場合，本調査への回答があった事業を優先的に補助対象といたします。
- (4) 市町村の「第9期介護保険事業計画」（令和6～8年度）における各年度ごとの地域密着型施設の必要利用定員総数及び地域密着型サービスの種類ごとの量の見込みも確認いただき，回答をお願いします。
- (5) 補助について，定員29人以下の広域型施設等及び地域密着型施設・事業所は，市町村を通じた「間接補助」となります（市町村における予算計上が必要）。
定員30人以上の広域型施設等については，県の直接補助となります。
- (6) 次の事業については，県所管の広域型施設等^(※)に対し，県から直接，事業要望調査を行っています。
 - ・ 地域密着型サービス等整備助成事業のうち，「施設内保育施設の整備」，「介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備」，「災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備」，「災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備」
 - ・ 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業
 - ・ 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業
 - ・ 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業
 - ・ 介護職員の宿舍施設整備事業

※ 定員30人以上の特別養護老人ホーム，介護老人保健施設，介護医療院，介護療養型医療施設，養護老人ホーム，軽費老人ホーム，有料老人ホーム（いずれも鹿児島市所在の施設を除く）
なお，定員29人以下の上記施設（鹿児島市所在を除く）に対しても，県から要望調査の実施について周知していますので，補助に関し相談があった場合は，御対応くださるようお願いいたします。
- (7) 「既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業」及び「施設開設準備経費等支援事業」については，定員30人以上の広域型施設等についても補助対象となりますので，市町村で整備予定又は施設等からの要望を把握している場合は上記(4)に関わらず，調査票に記入をお願いします。
- (8) 調査票の備考欄については，補助事業の実施に当たって参考となる情報を記入してください。
(例1) 令和6年5月事業者の公募を実施予定
(例2) 10床増床で，ショートステイからの転換 など
- (9) 木材利用の推進について
本県では，平成13年度に木材利用庁内推進会議を設置し，「鹿児島県建築物等木材

利用推進方針」を定め（別添参照）、公共施設等の木造化・木質化、公共土木事業への木材利用などを積極的に推進しており、県が補助する公共建築物等においても可能な限り木材が利用されるよう事業主体にお願いしています。

当事業においても、「地域密着型サービス等整備事業」及び「既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業」については、木材利用促進及び入所者等の精神的なゆとりとやすらぎのある生活環境づくりや資源循環型社会の構築に寄与していただくため、老人福祉法・介護保険法等で定める設備基準において、可能な範囲で施設の木造化、内装等への木材の利用、木製品の利用等を検討いただくよう、あらかじめ事業主体へ周知をお願いします。

なお、事業実施翌年度に当事業における木材利用の取組状況について、市町村へ照会しますので、御了知ください。

(10) 補助金返還について

近年、当補助事業で施設・事業所を整備した後、事業主体の都合により、短期間で施設・事業所を廃止したり、他の運営主体に有償譲渡するケースが増えています。

施設・事業所の耐用年数未満でこのような行為を行うと、補助金の返還が生じる場合があります。市町村を通じた間接補助の場合、事業主体が市町村へ補助金を返還していない場合でも、県は市町村に対し補助金返還を求めることとなります。

事業主体を選定する際は、これらの点に留意いただくとともに、事業主体に対し、事前に十分周知いただきますようお願いいたします。